

告 示

埼玉県北本県土整備事務所長告示第五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和八年三月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年三月三十一日

埼玉県北本県土整備事務所長 木村 和正

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 上尾蓮田線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
一地先まで	北足立郡伊奈町大字小室字本五四五二番一 地先から同郡同町大字小室字本五六一五番	区 間
一〇・五八〇・二二・二二	八・五八〇・二二・二二	敷地の幅員 (メートル)
四八二・九〇		延 長 (メートル)
自転車歩行者道整備工事による。		備 考